

クーリングシェルター募集要項

1. 目的

気候変動の影響により、熱中症患者の増加傾向が続いていることから、熱中症による健康被害を未然に防止するため、気候変動適応法（以下、「法」という。）が改正され、一定の要件を満たす施設を市長が「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」に指定できる制度が新たに設けられました。これを受け本市では、平成23年度から運営してきた「熱中症避難所」に加え「クーリングシェルター」を設けることといたしました。

つきましては、この『クーリングシェルター』の制度に賛同し、無償で御協力いただける施設（店舗等）を募集いたします。

2. 指定要件

- (1) 適切な冷房設備及び滞在するためのスペースを有すること。
- (2) 施設の名称、所在地、開放可能日時（曜日、時間帯等）、連絡先（電話番号）及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数（以下、「開放可能日等」という。）を市ホームページ等であらかじめ公表することに同意できること。
- (3) 県内において「熱中症特別警戒情報※」が発表されたときは、公表している開放可能日等において、当該施設を市民等に開放できること。

※熱中症特別警戒情報

県内全ての暑さ指数情報提供地点（14か所）のうち、那須高原、土呂部、奥日光を除く11か所における、翌日の暑さ指数（WBGT）が35に達することが予測される場合、熱中症による人の健康に重大な被害が生じる恐れがあることから、環境省から前日の14時頃に「熱中症特別警戒情報」が発表されます。

3. 協力事項

- (1) 県内の「熱中症特別警戒情報」発表時において、施設管理者は以下の事項を実施することとします。
 - ・あらかじめ公表している開放可能日等における施設の開放
 - ・可能な範囲での利用者の健康状態の把握及び水分の提供
- (2) 「熱中症特別警戒情報」の発表がない場合でも、「熱中症避難所」として以下のことに協力をお願いします。
 - ・施設の入口などの見やすい場所へクーリングシェルター案内ポスターの掲示
 - ・外出時に暑さをしのぐために「ひと涼み」を希望する市民等の受入
 - ・可能な範囲での利用者の健康状態の把握及び水分の提供（水道水等でも可）
 - ・熱中症予防に関するチラシ等の掲示（任意）

4. 開設期間

4月第4水曜日から10月第4水曜日

5. 募集期間

随時受付

6. 応募方法

(1) 宇都宮市電子申請共通システムからの応募

- ・二次元コード（右図）もしくは下記アドレスからご応募いただけます。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/092011/ea/residents/procedures/apply/3dbc14cc-1134-4b8d-b727-9c5830e369e0/start>



二次元コード

- ・宇都宮市電子申請共通システムトップページの手続き一覧からも「クーリングシェルター」で検索することができます。

(2) 応募用紙による応募

宇都宮市電子申請共通システムからの応募が難しい場合、（別紙）応募用紙に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、電子メール、持参により宇都宮市保健所総務課薬事グループあてご応募ください。

7. 保健所から提供する資材等

(1) 案内ポスター

施設の入口など、わかりやすい場所に掲示してください。

(2) 熱中症予防や応急処置に関する資料

案内ポスターとともに郵送します。施設内での掲示や市民への配布などにご活用ください。なお、市ホームページにも掲載しております。

8. その他

(1) クーリングシェルターの指定には、法第21条第3項に基づき、本市と協定を結ぶ必要があるため、受付後、別途ご連絡します。

(2) 「熱中症特別警戒情報」が発表される時は、前日に保健所から各施設あてメールにて連絡します。（申請時、連絡用メールアドレスをご記載ください。）

(3) 次年度以降の参考とするため、開設期間終了時に簡単なアンケートにご回答ください。

(4) 施設名称等に変更があった場合や、指定要件を維持できないなどで、指定の解除を希望する場合は問合せ先までご連絡ください。

(5) ご応募いただいた施設が、公序良俗に反する、もしくは取組の趣旨に適しないなど市が不相当と判断した場合、お断りすることがあります。

《問合せ・応募先》

宇都宮市保健所総務課 薬事グループ

〒321-0974 宇都宮市竹林町972番地

TEL 028-626-1104

FAX 028-627-9244

Mail u19070400@city.utsunomiya.tochigi.jp